

## 37 「発展途上国研究奨励賞」 受賞記念講演 ▣

受當作: 『現代ラオスの中央地方関係・ -県知事制を通じたラオス人民革命党の地方支配

瀬戸裕之

準の向上と研究奨励に資するために、アジア経済研究所が一九八〇年に創設しました。

「発展途上国研究奨励賞」は発展途上国に関する社会科学およびその周辺分野の調査研究水

表彰の対象は、発展途上国の経済およびこれに関連する諸事情を調査または分析した著作と

①前年一~一二月の一年間に国内で公刊された日本語または英語による図書、 調査報告、文献目録

し、次の①あるいは②に該当するものとします。

②前年一~一二月の一年間に海外で公刊された日本人による英文図書

賞作に選ばれました。表彰式は七月一日にアジア経済研究所において行われました。

二〇一六年度は各方面から推薦された三一点を選考し、最終選考で下記の作品が第三七回受

長澤栄治先生をはじめ選考委員の先生方 奨励賞」を賜り、大変に光栄に存じます。 このたびは、 第三七回「発展途上国研究

申し上げます。 ジア経済研究所の先生方に、 野泰之先生(京都大学東南アジア研究所長)、 東南アジア研究所でご指導をいただいた河 博士課程でご指導をいただいた鮎京正訓先 京都大学学術出版会の皆様、ジェトロ・ア (愛知県公立大学法人理事長)、京都大学 心から感謝を

事を中心とする制度を導入した点が特徴で 委員会を廃止し、中央から任命される県知 法の制定とともに地方人民議会と地方行政 地方行政をみると、ラオスは一九九一年憲 オスは、内戦・革命期から現在までヴェト ラオス人民革命党が地方を支配するメカニ 地方分権の政治動態に焦点をあてながら 機構において多くの類似点がありますが ナムとの友好関係を保ち、党の政策、国家 ズムを明らかにすることを試みました。ラ 本書では、ラオスの地方行政と中央集権

従来は、この制度変化の理由として財務

業の許認可権を与えることで、プロジェク 県知事にプロジェクトの提案権と小規模事 組織を形成したことを指摘しました。また、 地方の治安を維持することに重点をおいた が県知事を派遣して地方党組織を統制し、 に一党支配体制を維持するために、党中央 管理の問題が指摘されていましたが、 摘しました。 参加できる仕組みが採られていることを指 ト形成過程で地方出身の党幹部が積極的に 一九九八年以降の地方分権化政策について、 八〇年代末~九〇年代はじめの冷戦終焉期 では、政治的な側面に焦点をあてて、一九 本書

二〇一五年

名古屋大学アジアサテライトキャ

ンパス学院・大学院法学研究科特

ることを試みました。 ラオスの地政学的な特徴と, ける前線基地」として位置づけられていた 冷戦期に「社会主義陣営の東南アジアにお 取り上げながら、本県が、一九八○年代、 う首都から最もアクセスがよい県を事例に いて抱えてきた困難についても明らかにす ても党組織の形成が遅れていた点を指摘し、 九○年代を通じて治安が悪く、他県に比べ さらに、本書では、ヴィエンチャン県とい 国家形成にお

> おり、今後、さらに研究を発展させて参り な分析など、まだ考察すべき課題を抱えて たいと思います。 九一年の改革の要因に関するより多角的 一方で、対象の県以外の県との比較、一

## 《略歴》

一九九四年 一九七〇年 新潟大学法学部卒業 埼玉県生まれ

二〇〇九年 名古屋大学大学院国際開発研究科 員(二〇一二~一三年)、名古屋 ○一○~一一年)、同研究所研究 東南アジア研究所機関研究員(二 より博士(学術)取得。京都大学 人学大学院法学研究科特任講師

ジア経済研究所、二〇〇五年 の人事管理を事例に――」天川直子・山田紀彦 制に関する一考察 ・「ラオスの政治制度改革における部門別管理体 チャン県工業局の事業形成過程を中心に-県党委員会の権限に関する一考察――ヴィエン ・「ラオスの中央地方関係における県知事および 五』第九号、アジア法学会、二〇一六年。 とその帰結を中心に――」『アジア法研究二〇 会法制の変遷――一九八八年地方人民議会選挙 ・「一九九一年憲法制定前におけるラオス地方議 『東南アジア研究』四六巻一号、二〇〇八年。 『ラオス 一党支配体制下の市場経済化』ア ―ヴィエンチャン県財務部